

改正後	改正前
<p>（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令で定める事項）</p> <p>第十六条の二 法第三十五条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この条及び第十六条の四の三において「区分所有法」という。）第二条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容</p> <p>三〇九（略）</p> <p>（支払金又は預り金）</p> <p>第十六条の三 法第三十五条第一項第十一号に規定する国土交通省令で定める支払金又は預り金は、代金、交換差金、借賃、権利金、敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、宅地建物取引業者の相手方等から宅地建物取引業者がその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する金銭とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（支払金又は預り金の保全措置）</p> <p>第十六条の四 宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金について法第三十五条第一項第十一号に規定する国土交通省令で定める保全措</p>	<p>（法第三十五条第一項第五号の二の国土交通省令で定める事項）</p> <p>第十六条の二 法第三十五条第一項第五号の二の国土交通省令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この条及び第十六条の四の二において「区分所有法」という。）第二条第四項に規定する共用部分に関する規約の定め（その案を含む。次号において同じ。）があるときは、その内容</p> <p>三〇九（略）</p> <p>（支払金又は預り金）</p> <p>第十六条の三 法第三十五条第一項第十号に規定する国土交通省令で定める支払金又は預り金は、代金、交換差金、借賃、権利金、敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、宅地建物取引業者の相手方等から宅地建物取引業者がその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する金銭とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（支払金又は預り金の保全措置）</p> <p>第十六条の四 宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金について法第三十五条第一項第十号に規定する国土交通省令で定める保全措置</p>

置は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 5 (略)

(瑕疵担保責任の履行に関する措置)

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令で定める措置は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結

二 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結

三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結

(法第三十五条第一項第十四号の国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号の国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第五号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号、第二号及び第七号から第十二号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までに掲げるものとする。

一 十二 (略)

は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 5 (略)

(法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十二号の国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第五号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号、第二号及び第七号から第十二号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までに掲げるものとする。

一 十二 (略)